

# 松阪市コミュニティセンターについて

松阪市企画振興部 地域づくり連携課



## 本日の説明の流れ

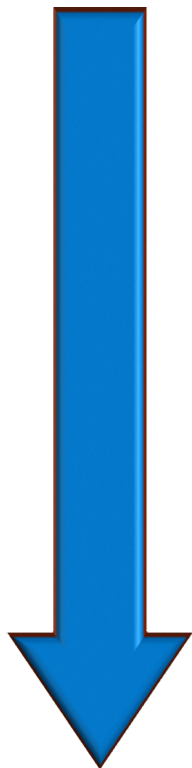
①社会的背景

②市が目指すコミュニティセンターの姿

③コミュニティセンター条例

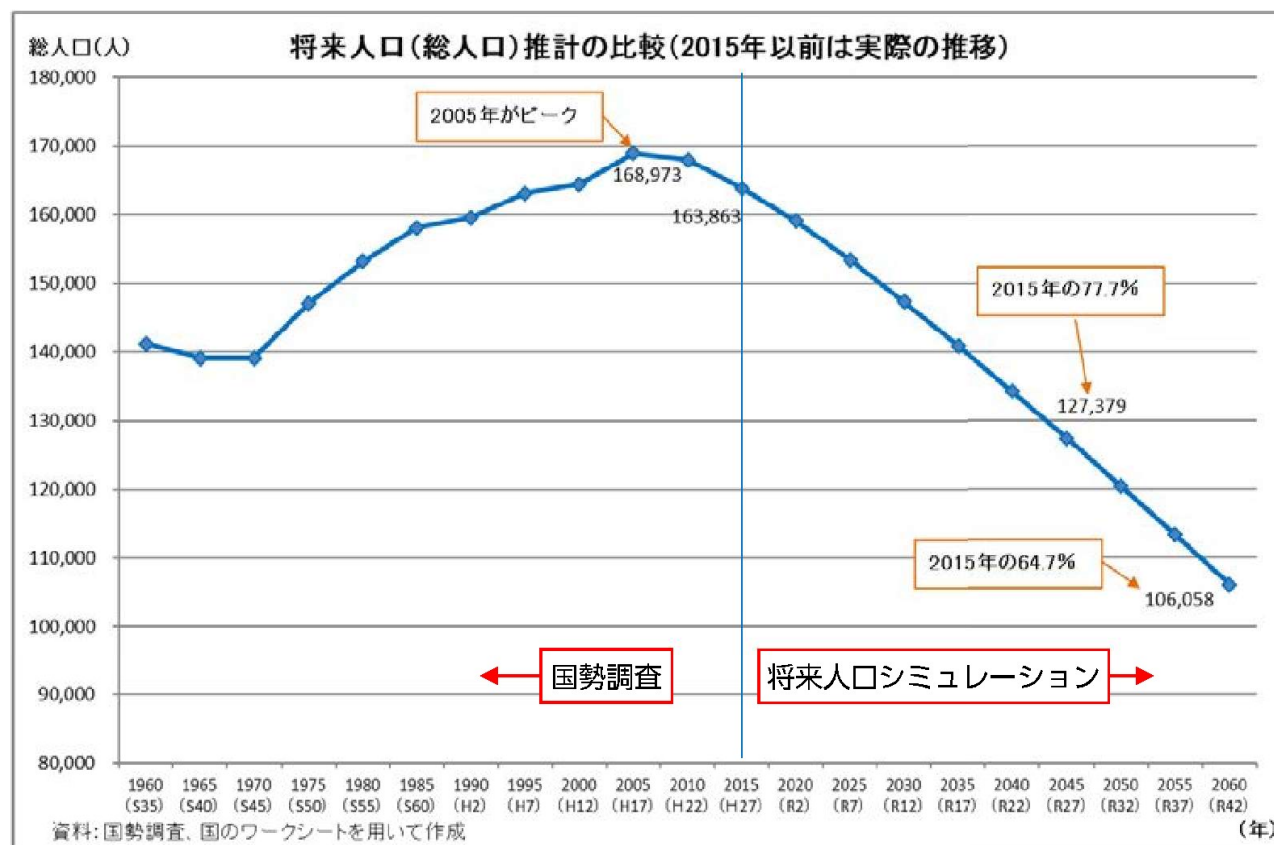
④コミュニティセンターの管理運営

⑤今後のスケジュール



# ①社会的背景 1 (総人口の推移と将来人口推計)

松阪市の総人口は、2005(H17)年の168,973人をピークに減少に転じており、2015(H27)年の人口は163,863人となっています。減少傾向は今後も加速すると予想されており、国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した試算によると2060(R42)年には2015(H27)年の総人口の約2/3(64.7%)となる推計も出ています。

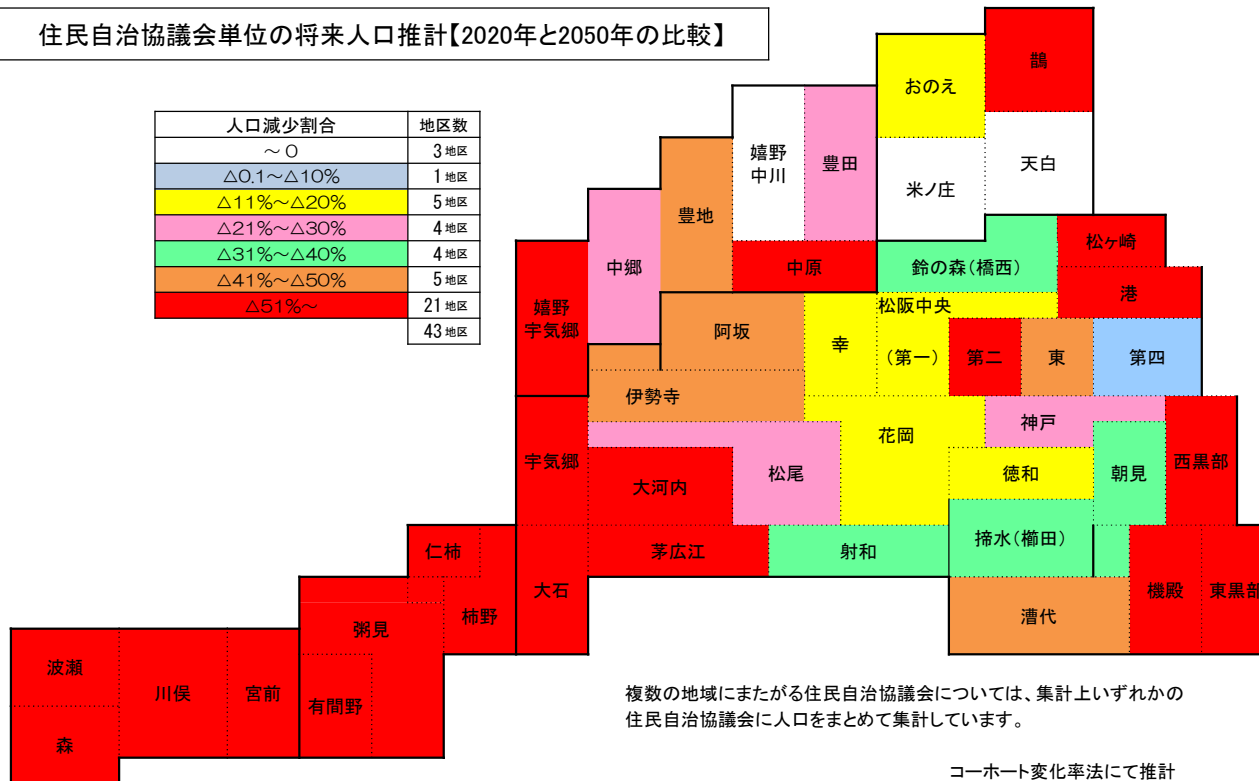


※1 2045 (R27) 年までの出生・死亡・移動などの傾向がその後も継続すると仮定して、2060 (R42) 年まで推計した場合を示している。

# ①社会的背景 2 (担い手の不足)

住民自治協議会単位の将来人口推計【2020年と2050年の比較】

人口減少割合	地区数
~0	3地区
△0.1~△10%	1地区
△11%~△20%	5地区
△21%~△30%	4地区
△31%~△40%	4地区
△41%~△50%	5地区
△51%~	21地区
	43地区



住民自治協議会単位の人口を「2020年と2050年」で比較した減少割合の推計を色分けしたものです。

43地区のうちおよそ半数の21地区が50%以上の減少率を示す赤色となり、市内の多くの地域で人口減少が進むことが予測されます。

複数の地域にまたがる住民自治協議会については、集計上いずれかの住民自治協議会に人口をまとめて集計しています。

コーホート変化率法にて推計

「名古屋大学大学院附属持続的共発展教育研究センター提供小地域ごとの簡易人口推計ツールを使用」

(市長と語る会資料から)

## なぜ、コミュニティセンターが必要なのか

人口減少や超高齢社会の到来により、福祉や介護、健康づくりから防災対策に至るまで地域課題も多様化しています。こうした地域課題を解決していくには、地域と行政の協働が必要です。

そのためには、地域と行政との役割を明らかにし、パートナーシップを築きながら、地域課題を解決していきたいと考えています。その拠点施設となるのがコミュニティセンターです。

(市長と語る会資料から)

## ②市が目指すコミュニティセンターの姿

### 管理運営

住民自治協議会が指定管理者となり地区市民センターや地区公民館などの公共施設を管理運営する。

### 施設の活用

より地域が使いやすい施設としていく。また、地域づくりや地域課題の解決に取り組むための中心拠点として活用する。

### 市の体制

市は行政事務の見直しによって、より職員が地域に関わることができる体制をつくり、地域とともに地域課題の解決に取り組む。

## ②市が目指すコミュニティセンターの姿

防犯・防災

### 協働のまちづくり

高齢者支援

環境保全

行政と地域が協働して、地域を担う人材を育成するとともに、地域資源を活用した特色ある取組を進め、地域の活性化を図ります。

子育て支援

健康づくり

障がい者支援

生涯学習活動

地域福祉活動



住民自治協議会

### ③松阪市コミュニティセンター条例 (令和4年10月19日議決)

第1条 地域住民が地域の特性に応じた主体的な地域づくりを実践するための自主的な活動及び交流の場を提供するとともに、地域づくり活動支援、生涯学習の普及振興及び地域住民の福祉増進に寄与するため、松阪市コミュニティセンター（以下「センター」という。）を設置する。

第2条 センターの名称及び位置は、別表第1に定めるとおりとする

別表第1（第2条関係）

名称	位置
徳和地区コミュニティセンター	松阪市上川町263番地3



## コミュニティセンター条例の制定についてに 対する附帯決議（令和4年10月19日議決）

条例制定にあたり、本条例がこれからの地域づくりに大きく寄与するために次の3項目を強く求める。

1. 地区市民センター、公民館をコミュニティセンター化するにあたっては、条例第1条の趣旨が達成されるよう行政は指導、助言にあたり地域との情報共有に努め連携を強めること。
2. コミュニティセンターを指定管理にしていく場合は、地域の実情を把握し管理運営、体制づくりなど必要な支援に努めること。
3. モデル地区の実践については、必要な支援に努め十分な検証を行うこと。

以上、決議する。

## ④コミュニティセンターの管理運営

# コミュニティセンターの管理運営形態

## 指定管理者制度によるコミュニティセンター

地区市民センターや地区公民館などの公共施設をコミュニティセンターとし、住民自治協議会が指定管理者となって管理運営を行います。**この場合、移行の期限は設けません。**

## 市直営によるコミュニティセンター

地区市民センターについては行政事務の見直しと社会教育法に基づく公民館（松阪公民館ほか4館は除く）の廃止を行い、コミュニティセンターへ移行し、市が管理運営を行います。**令和4年度から移行の時期や施設の管理方法、職員体制などを検討していきます。**

# 指定管理者の主な業務

- ①センターの使用許可申請書の受理及び使用許可書の交付等に関すること
- ②センターの使用料の徴収業務
- ③センターの日常的な管理運営業務
  - ・施設・設備の維持管理等  
(各種設備の保守点検等・施設・備品等の軽微な修繕・光熱水費等の支払い・清掃等)
  - ・鍵の管理
  - ・感染症防止対策等
- ④自主事業等となる事業
- ⑤事業報告書等の作成
- ⑥緊急時の対応
- ⑦その他 人事管理（給与の支払い、労務管理など）

# 指定管理者制度を活用したモデル事業について

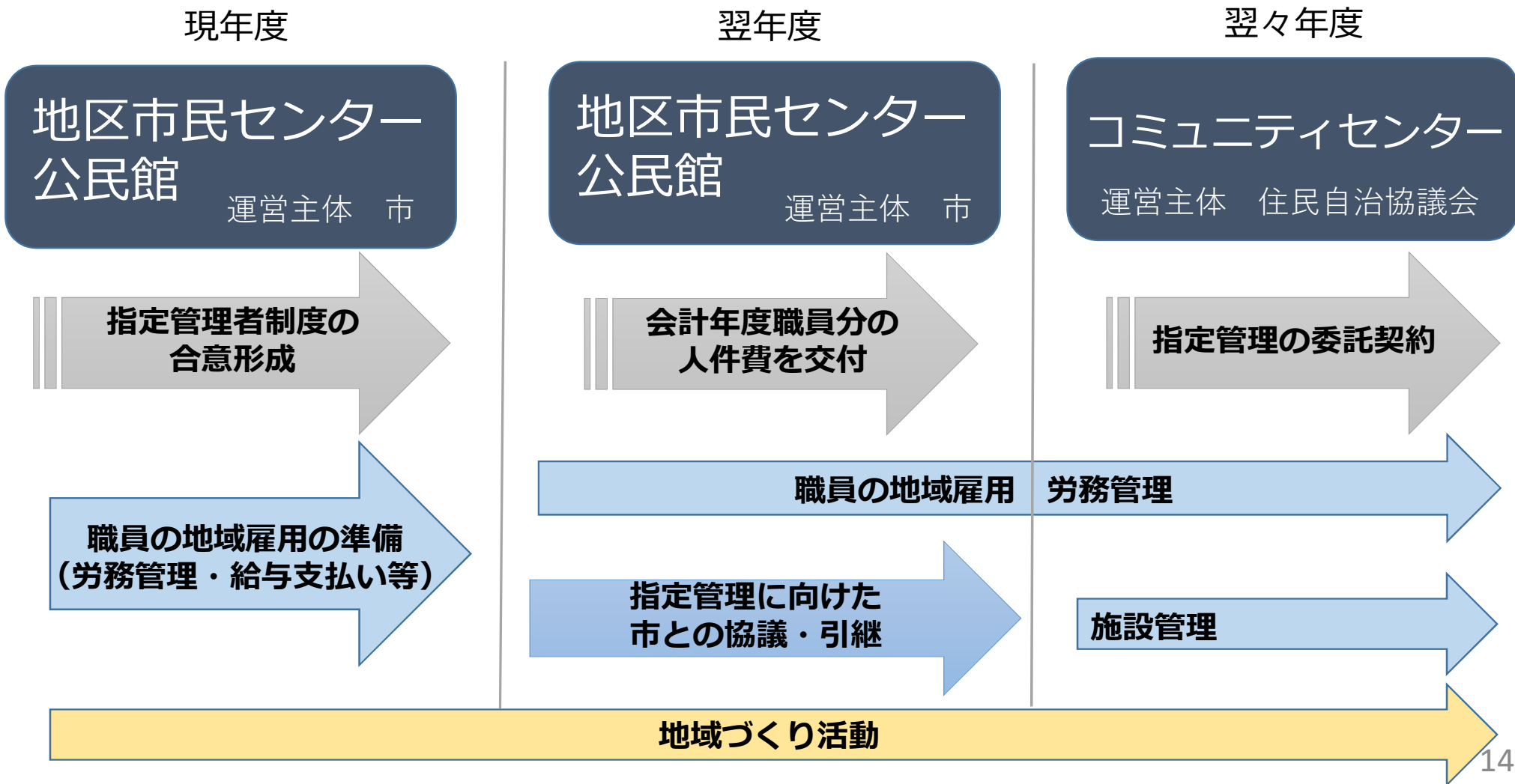
**指定管理者** 住民自治協議会

**期間** 令和5年度から令和7年度（3年間）

**方針** 今後、コミュニティセンターを地域が円滑に運営できるように、モデル事業の期間を設定し、検証を行なった上で、より良い制度の確立を図ります。

モデル事業については、準備期間を1年間設定し、その間、施設の管理業務や給与等の支払いなどの労務管理を地域で行うとともに、市と住民自治協議会で役割の分担などの協議を行います。

# 指定管理者制度に移行するスケジュール（例）



# 標準的な指定管理料の積算 (地区市民センターの場合)

## 収入

●施設利用料等 50,000円

## 支出

●人件費 8,080,000円

(内訳)

- ・地域支援員 集落支援員制度適用相当1名(上限4,500,000円)
- ・施設管理者 会計年度職員(2種)相当1名(2,340,000円)  
(地域の実情を参考に積算します。)
- ・施設管理事務員 会計年度職員(3種)相当1名(1,240,000円)  
※法定福利費等を含む

●施設管理費 2,000,000円(光熱水費、通信費、消耗品費、修繕費など)

指定管理料 10,030,000円 (人件費 8,080,000円 + 施設管理費 2,000,000円 - 収入 50,000円)

# 標準的な指定管理料の積算 (単独地区公民館の場合)

## 収入

- 施設利用料等 30,000円

## 支出

- 人件費 8,080,000円

(内訳)

- ・地域支援員 集落支援員制度適用相当1名(上限4,500,000円)
  - ・施設管理者 会計年度職員(2種)相当1名(2,340,000円)
  - ・施設管理事務員 会計年度職員(3種)相当1名(1,240,000円)
- ※法定福利費等を含む

- 施設管理費 1,500,000円(光熱水費、通信費、消耗品費、修繕費など)

指定管理料  $9,550,000円$  (  $8,080,000$  (人件費)  $+ 1,500,000$  (施設管理費)  $- 30,000$  (収入) )



# 集落支援員について

## 集落支援員とは

地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施する。

## 集落支援員の役割

### ①集落点検の実施

市職員と協力し、住民とともに、集落点検を実施する。

### ②集落のあり方についての話し合い

「集落点検」の結果を活用し、住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進する。

### ③集落の維持・活性化に向けた取組（例）

- ・ デマンド交通システムなど地域交通の確保
- ・ 都市から地方への移住・交流の推進
- ・ 特産品を生かした地域おこし
- ・ 高齢者見守りサービスの実施
- ・ 伝統文化継承
- ・ 集落の自主的活動への支援                      など

## 複合的な施設を拠点としている 住民自治協議会の地域づくりの拠点施設について

公民館等の公共施設を拠点としていない住民自治協議会や、公共施設を拠点としているが施設に複合的な機能があり、市が管理を行うべき施設を拠点としている住民自治協議会があります。

このような住民自治協議会の地域づくりの拠点施設については、地域の公共施設のあり方を検討するとともに、住民自治協議会とともに今後の拠点づくりについて話し合いを行っていきます。

複合的な施設とは、「地域振興局内に事務局がある」「施設に保健や福祉のための機能がある」「教育施設を共用している」などの施設をいいます。

## 指定管理者制度を活用した

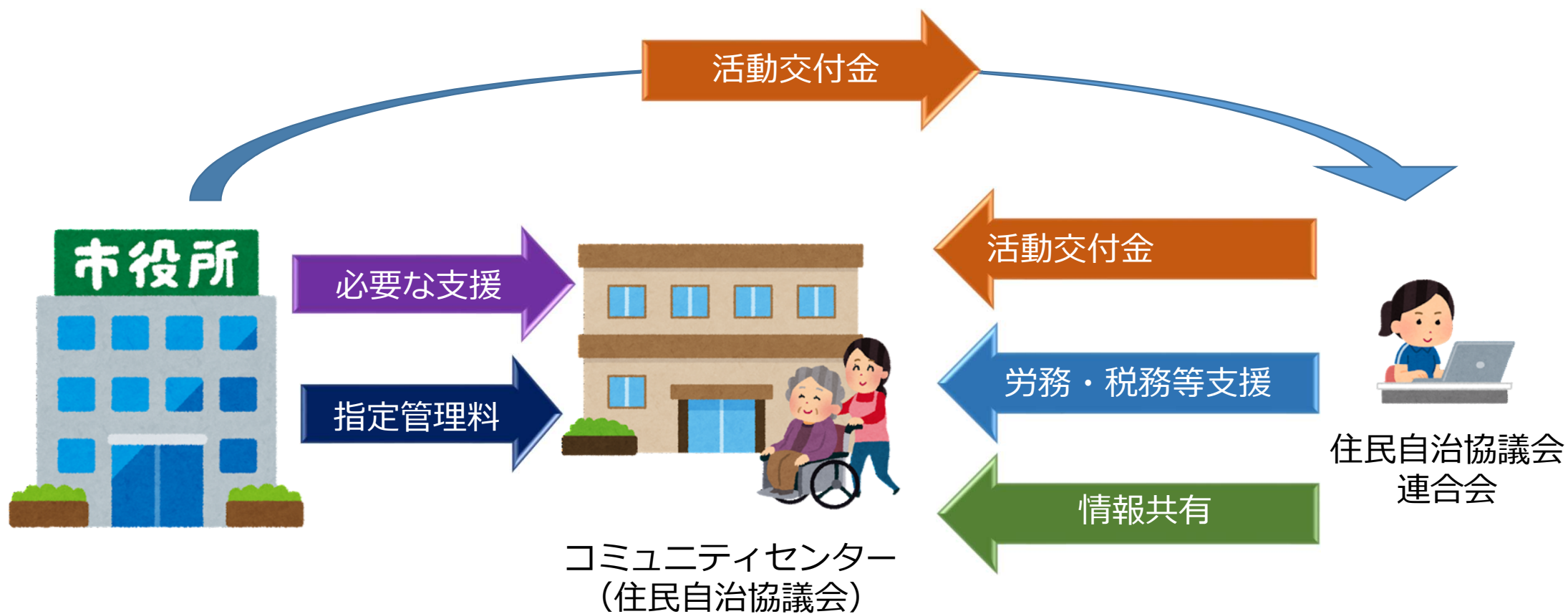
# コミュニティセンター運営のメリットについて

- ①地域の裁量で開館日や開館時間等施設の利用方法を定めることができる。
- ②地域の方を雇用することができる。
- ③地域が自ら施設を運営することで地域づくり意識の醸成につながる。
- ④指定管理料を弾力的に使うことができる。

一方で・施設管理において一定の管理責任が生じる。

・労務管理や指定管理の報告等の事務的な負担が増える。

# 市と連合会のサポート



## ⑤今後のスケジュール

日	内容
10月28日	住民自治協議会への「松阪市コミュニティセンターについて」についての説明会
11月議会	徳和地区コミュニティセンター指定管理者選定議案の提出
11月～12月	コミュニティセンター検討地区への説明
12月23日	指定管理者制度を活用したモデル事業実施の申し出の締切
R5.4月～	指定管理者制度を活用したモデル地区（徳和地区）の運用開始及び検証作業の実施
R5.4月～随時	コミュニティセンター検討地区への説明

今日の説明会で、「市が目指すコミュニティセンターの姿」や「指定管理料等条件」をお示しさせていただきました。内容の中で不明な点などがあれば、各住民自治協議会へ説明にお伺いさせていただきます。

今回の内容で地域でご協議いただき、  
**モデル地区（令和5年度から令和7年度）**を希望される住民自治協議会は、令和4年12月23日（金）までに地域づくり連携課へご報告をお願いします。

# ご清聴ありがとうございました。

アンケート（LoGoフォーム）への記入をお願いします。

入力フォーム→ <https://logoform.jp/f/FyAfo>

